

平成20年度・第1回 富士見市国民健康保険運営協議会々議録

開催日時	平成20年8月11日(月曜日) 午前・午(後) 1時30分				
開催場所	富士見市役所 全員協議会室				
会議時間	開会	午前・午(後) 1時30分		議長 大澤英雄	
	閉会	午前・午(後) 3時14分			
出席者数	委員 12名 参与及び事務局員 8名				
出席委員	会長	大澤英雄		委員	萩元寶三郎
	会長代理	斉藤重治		委員	近藤静江
	委員	新井政子		委員	神保文子
	委員	田中恵子		委員	須賀久恵
	委員	吉田紀美子		委員	
	委員	鈴木靖夫		委員	
	委員	黒澤範夫		委員	
	委員	日鼻靖		委員	
欠席議員	委員	横田彰唯		委員	平澤克也
	委員	富田力夫		委員	鈴木慎
	委員	峯岸弘		委員	武長正洋
参与					
事務局	市長	浦野清	収税課副課長	榎田三次	担当書記
	市民生活部長	岩崎信夫	保険年金課副課長	和田雅子	
	市民生活部副部長	安田敏雄			
	収税課長	松田豊	保険年金課主査	福島純一	小日向哲也
	保険年金課長	久米原明彦	保険年金課主査	小日向哲也	
会議録署名委員	近藤委員		神保委員		

◎開会及び開議の宣告

○保険年金課副課長 それでは、定刻でございますので、ただ今より富士見市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日は大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、本日の会議の欠席でございますが、峯岸委員さん、平澤委員さん、鈴木慎委員さん、武長委員さん、富田委員さん、横田委員さんより欠席の連絡がございましたので、ご報告いたします。

(午後 1時30分)

◎職員自己紹介

○保険年金課副課長 続きまして、4月1日付で職員の異動がございましたので、市民生活部長、お願いいたします。

○市民生活部長 皆さん、こんにちは。今日はどうも。暑い日が続いているわけでございます。また、お盆の前ということで皆さんご多用の中、本日の運協にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、今後の定例市議会に提案いたします内容につきまして、先ほど市長の方からご諮問いたしました内容についてご協議をお願いするということになっておりますが、会議の始まります前に、4月1日付で市の職員に人事異動がございました。紹介させていただきます。

まず、市民生活部の副部長でございます。

○市民生活部副部長 よろしく申し上げます。

○市民生活部長 続きまして、収税課長でございます。

○収税課長 よろしくお願いいたします。

○市民生活部長 皆さん、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、また会議のほうに戻らせていただきます。

◎会長あいさつ

○保険年金課副課長 会議に入ります前に、協議会会長よりごあいさつをお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。連日残暑がこのところまた厳しいわけでございますが、

多数の委員の皆さんにご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

ただいま市長から諮問3件がございました。また、報告も1件予定されておりました。暑いさなかでございますけれども、皆さんのご協力をいただきまして円滑なる運営ができますよう特段のご協力をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○保険年金課副課長 ありがとうございます。

◎市長あいさつ

○保険年金副課長 続きまして、保険者であります市長よりごあいさつ申し上げます。お願いします。

○市長 皆さん、こんにちは。今年は、本当に大変な暑さでございます。まさに連日の猛暑ですけれども、委員の皆さんには元気な顔を見ることができまして、幸いでございます。今日は、大変お忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。日ごろより委員の皆様には国民健康保険事業の運営に深いご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

国民健康保険につきましては、既に審議いただきまして、20年度国民健康保険税条例を改正し、7月1日に納税通知書を発送させていただきました。また、特定健診、特定保健指導を今年度から実施で、既に特定健診の事業は7月から始まっております。4月から後期高齢者医療制度が施行されまして、高齢者への負担緩和策など国の動向等を注意深く見ていく必要があります。

さて、本日は、9月市議会を前にいたしまして、平成20年度の補正予算、平成19年度決算等についてご審議をいただきます。どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

結びに当たりまして、大変暑い日がまだまだ続くものと思われまますので、各委員におかれましては健康に十分ご留意をされ、今後ますますの活躍をされますようご祈念申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。本日は大変ご苦勞さまでございます。

○保険年金副課長 ありがとうございます。

なお、市長におかれましては、次の会議が入っておりますので、ここで退席をさせていただきます。

それでは、以降の進行につきましては、会長よりお願いいたします。

◎会議録署名委員の指名

○会長 それでは、会議を始めさせていただきたいと思います。

最初に、会議録署名委員の選出でございますけれども、本日の会議録署名委員の指名をさせていただきます。

◎諮問事項

○会長 それでは、諮問事項の審議に入りたいと思います。

まず最初に、諮問第1号 平成20年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

課長。

○保険年金課長 それでは、まず最初に諮問第1号 平成20年度富士見市国民健康保険特別会計補正予算につきまして、ご説明させていただきます。

1番目、資料を送らせていただいておりますが、まず最初に諮問第1号について、その資料の1をごらんいただきたいと思います。頭のページをめくっていただきまして、概要の部分でございますけれども、こちらのほうは補正予算の内容になります。

今回補正予算の内容といたしましては、大きく2つございまして、1つは19年度の精算に伴いまして償還金などが生じておりますので、それらの関係について補正をお願いしたいのと、もう一つは、また後でご説明させていただきたいと思いますが、4月からの医療費の支出が4、5、6月と非常に多くなっておりまして、対前年度で比較しますと18%余りの伸びを示しております。これは、今回の国保税の税率を上げる際の見積もりさせていただいておりますが、本年度は8%ぐらいの医療費の伸びを料率課税の際には見込んでおったわけですが、4、5、6で見ると、これは8%を見込んでいたものが18%にもなっているというような状況でありまして、今後、今回は高額な医療費についてのところもお願いしておりますが、これから先は、恐らくこのまま医療費が伸びていってしまうと見込みを大幅に外れて、予算が赤字化してしまいますので、その前に大幅な補正を行うしかないというふう担当のほうでは考えております。7月になりまして少し落ちついてはおりますけれども、依然としてこのような支出の状況は、高止まりしておりますので、今後補正をお願いするようになる場合が出てくると思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。今回は、今申し上げましたとおり、主に高額

の医療費の支出について補正させていただく部分でございます。

それで、まず前段で申し上げました19年度の精算の部分につきましては、こちらの補正の説明資料の中で、まず歳入については一番上でございます国庫支出金のところでございますが、右のほうの説明の欄を見ていただきたいと思いますが、一般被保険者の医療費に対する国庫補助。19年度分について精算の結果、追加交付となることに決まりましたので、この部分を増額補正ということでさせていただきます。

それから、2点目でございますけれども、高額医療費につきまして共同事業ということで、本市の場合は共同事業に参加をしておりますので、共同事業のほうは高額の医療費がふえた場合には、こちらから交付金が出ますので、その部分の増額が、今申し上げましたとおり医療費が高騰しておりますので、この辺比例して高額の医療費の共同事業交付金についても今後増額が見込まれますので、その分を見込ませていただいて補正をかけるものでございまして、歳入につきましては6款の共同事業交付金ということで補正をさせていただくものでございます。先ほどと同様に、一番右側の説明の欄を見ていただければおわかりのとおり、交付金の増額が見込まれるため補正するものということでございます。

次に、下の欄の歳出でございますけれども、今申し上げました歳入に連動することになりますが、各会計につきましては19年度の精算に伴いまして返還金が、還付金が出てまいります。そちらのほうは歳出の一番最後に、11款になりますが、諸支出金の中で償還額を見込んでおります。それで、還付金といたしましては、一番右の説明の欄をご覧になっていただきたいと思いますが、まず還付金の部分で5,602万4,841円が還付金として確定をいたしまして、それにプラスいたしまして高齢者の医療制度の円滑導入の事業費の補助の精算をいたしました結果、6万6,225円でございますが、合わせた金額でございますけれども、こちらも還付をすることになりましたので、合わせまして5,609万1,066円をこの還付で償還をさせていただくということになりましたので、これについて増額の補正をお願いするものでございます。

簡単でございますが、補正の内容としては以上でございます。

○会長 ただいま課長より説明がございましたが、ただいまから質疑を受けます。

質疑のある方は挙手でご質問をお願いします。

暫時休憩します。

(午後 1時42分)

○会長 再開いたします。

(午後 1時43分)

○会長 質疑を続行します。

どうぞ。

○委員 先ほどの説明で医療費の増額が非常に多いということですね。具体的な内容といえますか、どういう理由で、いわゆるどこでふえているか、そういうことはわかりますか。

○保険年金課長 今現在わかりません。

○会長 ほかにございますか。

課長、どうぞ。

○保険年金課長 若干今のお話で補足をさせていただきますと、医療費がここまで伸びているという原因がなかなか分析をし切れておりませんで、ただ国などが言っているのは、要はやはり予防にもっと力を入れないということで、今年度から特定健診も始めるということになりましたので、予防に力を入れて、将来に向かって医療費が少しでも減、圧縮できるようにということで、ここに挙げるとおり、今後、必要があるということで、特定健診が、それで始められるのですけれども、当市といえどもそれらに従いまして特定健診、それからそれに基づく保健指導等に、今後、力をもっと入れていきたいというふうに考えております。

どうぞ特定健診につきましては、これから広報の中でもうちょっと細かく広報させていただきますので、そういうことでよろしくお願いいたします。

○会長 ほかに質疑ございますか。

「なし」の声

○会長 質疑なければ、質疑を終了いたしまして、次に討論でございますけれども、討論ございますか。

「なし」の声

○会長 討論なければ採決いたします。

諮問第1号に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○会長 挙手全員でございます。

よって、諮問第1号は承認されました。

続きまして、諮問第2号 平成19年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘

定) 歳入歳出決算について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

課長。

○保険年金課長 それでは、諮問第2号、資料2の方をご覧をいただきたいと思いません。

平成19年度の富士見市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。よろしくをお願いいたします。それでは、着席のまま説明させていただきたいと思えます。

では、A3体裁のものでございますけれども、資料があろうかと思えます。その1枚目をご覧になっていただきたいと思えます。裏面から両面印刷になっておりますけれども、ずっと決算の詳細な事項になっておりますので、一番最初の富士見市国民健康保険の概要というページをご覧になっていただいて、ここを主に説明をさせていただきたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

それで、こちらの概要につきましては、平成17年度からの動向が、分るように並べておりますけれども、一番右端は平成19年度の内容でございます。それと、そのかわりで数字を主に見ていただければと思えます。まず、こちら側からご説明させていただきます。

まず、国保加入状況でございますけれども、市の総世帯数は19年度末で4万4,252世帯でございました。それに対して国保の加入世帯は1万9,985世帯でございまして、世帯加入率としては45.16%ということで、前年度に比較しますと0.38%ばかり低くなっているということでございます。

続いて、被保険者数でございますけれども、市の総人口が昨年度末で10万5,578人でございましたが、これに対して国保の被保険者数は3万6,994人でございました。したがって、被保険者の加入率といたしましては35.04%ということで、前年度比でマイナスの0.28%ということになります。

次に、経理状況でございますけれども、その下の欄でございますが、まず歳入総額につきましては99億3,171万3000円ということで、前年度に比べますと8.34%ほど伸びております。

歳出総額につきましては、97億7,609万6,000円ということで、前年度比8.67%の伸びでございます。

実質収支につきましては、単純に歳入から歳出額を引いた額でございますけれども、1億5,561万7,000円ということで、こちらのほうもマイナスの9%ということで

ございます。

単年度収支でございますけれども、その下の欄でございますが、こちらのほうはマイナスになっておりまして、7億8,761万3000円の要するに赤字ということでございます。この赤字の率が増減率ということでここにありますが、25.79%ほど赤字分の割合が増えたということでございます。

次に、繰越金でございますけれども、こちらの方は1億7,101万ということで、18年度は、会計上の操作があった関係で若干伸びが高くなっているように見えますけれども、こちらの方は低くなっているように見えますけれども、こちらの方は会計処理上の調整が入りました関係でこのような数字になっておりますが、今後はこういうような形で平準化していくものと考えております。

次に、一般会計繰入金その他分ということでございますが、その他繰り入れというものですが、こちらの方は19年度は、7億7,222万円でございました。こちらのほうも先ほど申し上げましたとおり、18年度会計処理上、若干やり方を変えております。その影響が出まして60%の増額というふうになっておりますけれども、これは通常の赤字になるということで、特に異常な数字とは考えておりません。

その下の欄から国保税の状況になります。国保税につきましては、既にご案内のとおり本年度から税率を改正いたしましたので、したがって、19年度までは、今言った17年度から変えておりませんので、平成19年度はその増減率は0%でございます。

それで、国保税の状況の中の真ん中ほどを見ていただきたいと思いますが、決算額等の現年課税分計というところがあるかと思えます。ここをずっと右側を見ていただいで、収入率の欄でございますけれども、平成19年度は、90.86%でございました。

次に、短期被保険者証の交付状況でございますけれども、1,723世帯に対しまして短期被保険者証を交付しております。前年度比で6.89%の伸びになっております。

そういたしまして、次は資格証明書の交付状況でございますけれども、こちらはずっと減り続けておりまして、19年度は68世帯に対して資格証を交付させていただいております。

次に、軽減・減免状況でございます。まず、6割軽減につきましては、5,247世帯に対して6割軽減をしました結果、前年度比で3.53%の伸びとなっております。次に、4割軽減の世帯の状況でございますけれども、601世帯でございました。これは前年度比3.26%の伸びとなっております。次に、減免につきましては、3世帯に対

して減免となりまして、減免額としては32,000円ということでございます。これは数が少ないということでありまして、前年度比で200%の伸び率となっております。

次に、右のページをご覧になっていただきたいと思います。これは給付の状況でございまして、いっばい数字は書いてございまして、一番上の欄の療養給付費等費用額の欄ですけれども、合計の欄をごらんになっていただきたいと思います。これは平成19年度につきましては76億9,223万1,000円となりました。これは前年度比で6.65%の伸びとなっております。1人当たりの額はその下の欄に書いてございまして、1人当たりが24万1,963円ということで、前年度比6.43%の伸びとなっている状況でございます。

次に、高額療養費につきましては、5億714万5,000円ということで、こちらの方も前年度比3.08%の伸びでございます。

それから、出産育児一時金につきましては、件数にして193件ということでございまして、その数字としては前年度比14.88%の伸びとなっております。

次に、葬祭費についてでございますけれども、こちらのほうの支払件数といたしましては469件ということで、前年度比12.47%の伸びとなっております。

次に、老人保健拠出金、これは19年度までということになるわけでございますけれども、こちらについては総額で17億8,634万7,000円ということで、こちらのほうは前年度比でマイナスになってございまして、4.78%下がったということでございます。

次に、介護納付金でございます。こちらのほうは5億5,839万4,000円ということで、こちらの方も対前年度比で言うとマイナスの7.59%ということになります。

次に、保健事業でございますけれども、その下の欄でございます。まず、人間ドックの補助でございますけれども、こちらのほうは件数といたしまして310件ということで、前年度比29.71%ということで利用者はふえております。

次に、保養施設でございますけれども、第1種、第2種分のほうは725件ということで、こちらのほうは逆に利用者が減っておりまして、前年度比でマイナス46.49%でございます。次に、第3種ということで、ラドンセンター等でございますけれども、こちらのほうも件数といたしましては567件ということで、前年度比にいたしますとマイナス7.05%ということになりました。

続いて、その下にグラフがあろうかと思っております。このグラフにつきましては、後ろの部分にもうちょっと拡大した形で資料をつけさせていただいておりますので、

こちらのほうを後でご覧になっていただければと思います。

それから、被保険者数の推移であるとか、あるいは一人当たりについて国保の税収であるとか医療費の推移、そういったものの資料もつけさせていただいていますので、こちらのほうもあわせてご覧になっていただいて、概要の方をご説明させていただきましても、細かい部分は後ろの資料をご覧になっていただきたいと思います。

簡単ではございますが、説明については以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいま課長から説明がございましたけれども、ちょっとボリュームがありますけれども、質疑がある方は挙手でお願いします。

暫時休憩します。

(午後 1時58分)

○会長 再開をして質疑続行します。

(午後 2時01分)

○会長 質疑いかがですか。

委員。

○委員 それでは、説明資料の中の第1種、第2種の宿泊施設と書いている……2ページです。保健事業の中で第1種、第2種の宿泊施設というのがございますね。これは実際には前年度比といたしますと半分というか、これは前年は1,355で19年が725ということで、大分減っているということでございますけれども、この施設につきましても、皆さんつい最近是非常に宿ということではいろんな施設に宿泊しているわけではございますが、これには今回富士見市で指定している旅館ですとか、またいろいろそういう施設があるかと思えます。その辺につきましては、今後実際に新しいものを指定をしていく考えあるのかなのか、そんなことをお尋ねしたいと思います。

○会長 課長。

○保険年金課長 従前は、市独自で契約をしてこのような形をとっておりましたが、今は国民健康保険団体連合会の共同事業の方を利用してございまして、国保連合会で契約した施設を利用できますので、市の方であえて個々に契約をしなくてもこのような施設を利用できるというふうなことになっておりますので、この形を今後進めていきたいということで、特にこういった施設があるというものがもしありました

ら、市の方に言うていただければ、市のほうから今度は国保連合会のほうに要求を
しまして、この施設を指定施設として加えてほしいという話はさせていただくつも
りでございますが、本市ではこのような形になっています。ご了解をお願いしたい
と思います。

○会長 ほかに質疑はございますでしょうか。

委員。

○委員 保健事業なのですけれども、今のあれですけれども、人間ドックの補助です
ね。これは19年度という伸びが29.71%と非常に増えていると思うのですけれど
も、この辺につきましても、これからの人間ドックに対する補助ですが、今後のあ
り方につきましてお話し願いたい。

○会長 課長。

○保険年金課長 先ほどもお話をいたしました、特定健診が今年度から始まる関係
がございまして、この点について医師会さん側と協議をずっと続けてまいりました。
最終的には人間ドックを受ければ特定健診を受けたことになるように検査項目の見
直しを行いましたので、本年度以降の人間ドックにつきましてはこの補助を続けさ
せていただくつもりでございます。

ただ、今年度は補助対象の年齢を下げましたので、5歳ばかり。今までは35歳以
上になっていたのですけれども、特定健診のほうで40歳以上というのがありまし
て、できるだけ健診を若いうちから受けていただきたいということもありまして、
30歳まで人間ドックの対象を引き下げましたので、今年から、30歳以上の方は
国保の場合は人間ドックの補助が受けられるということになりましたので、よろし
くお願いしたいと思います。

○委員 人間ドックを受けた人は特定健診を受けなくてもいいということだね。

○保険年金課長 そういうことです。

○委員 補助額は？

○保険年金課長 2万6,900円です。

○委員 それは収入で変わるのではなくて、定額でしたっけ。

○保険年金課長 定額です。

○委員 人間ドックに行きましたら、去年まではできたけれども、今年はどうだめな
のだよというか、検査項目が減っているというようなことを言われた、伺ったこと
あるのです。

○会長 課長。

○保険年金課長 追加をした部分はあるのですけれども、減らしてはいないかなと思うのですが。特定健診にも人間ドックの検査項目はありますので、これは人間ドックの中では特定健診の検査は全部入っています。それプラス人間ドックだけの追加項目ありますので、それが減っていくというのはないと思うのです。

増やしてはいるのですけれども、特定健診で重ならない部分があったものですから、その分は増やさせていただいたのですけれども、ですから増やしてはいるのでして、減らしていくということはないのですが、昨年度まで基本健康診査という形で市の一般会計の方で、加入している医療保険の種類に関係無く、一般の市民の方向けの健康診査を行っておりましたが、それが今度は特定健診に変わったということで、その部分で若干差があるのと、それからがん検診なのですけれども、それも今までは基本健康診査と合わせて健康増進センターの方でやっていましたので、これはがん検診のほうも含めて受けていらっしゃった方がいるのですけれども、今年度からは特定健診ということで分かれたので、その点で若干誤解をして見ているのかなと思っています。

がん検診の方も今年度から、500円ずつなののですけれども、新たに自己負担が加わりましたが基本的には人間ドックの検査項目は減らしてはございませんので。

○委員 わかりました。

○会長 どうぞ、委員さん。

○委員 済みません。特定健診を受けましたよね。ところが、それをいつも基本に、健康診断を受けるときの基本に胃カメラをプラスして受けていたのですけれども、いつだか人間ドックをやらせていただいたのですけれども、それで、その次のときは人間ドックをやらなくて、基本に、胃カメラではなくてバリウムを入れたのです。それで、今年の場合、メタボの関係でそれを受けてきたのですけれども、それを受けてしまうと人間ドックを受けられないとかという。受けられないのですか。

○保険年金課長 そうです。どちらか選択していただくことになっています。

○委員 どちらかね。そうすると、受ける場合はオプションで、行って、要するに胃カメラだけ飲むというの。これは自分の問題だから、自分でやるということですよ。

○保険年金課長 そういうふうな形になります。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○会長 ほかにございませんでしょうか。

人間ドックを受けるというのに、ちょっとその辺をきちっと医療側でご説明をし

てもらわないと。

「やっています」の声

○会長 ほかに質疑ございませんか。

どうぞ。

○委員 この特定健診の事なのですけれども、人間ドックの項目は変わっていない。いわゆる数は何も変わっていませんね。ことしから特定健診取り入れられまして、恐らく特定健診のときは肺がん検診とか大腸がん検診だということで別途であるのですけれども、今年からはほとんどの方が集団検診を、これはみんな検診を受けない人だと思っておりますけれども、だから特定健診の中身というのは非常に薄いし、項目は富士見市はまだ多いのですけれども、それでも全然少ない。例えば、上から血糖、おしっこ、あとは心電図、これを項目だけ見ると、非常に全身の状態を把握することは不可能です。だから、これでもって何か健康状態というようなことはむしろ危険だと。だから、肺の写真は受けられないし、眼底も受けられないし、検査の機会がないというケースが非常に増えていまして、例えばこの特定健診で自分は健康だと思ってしまうとむしろ危険ではないかというような、そういった考えでみんなが見ている。

項目は、昔であれば生活習慣病予防患者さんだけの健診としか見えない。しかしいろんなパンフレットとか、すごくお金がかかっていますね。そういったところに随分お金が回ってしまっているというような、すべてが。

○会長 今最後に大きい質問がありましたけれども、担当課のほうで答えられますか。課長。

○保険年金課長 いずれにしても特定健診の役割というのは、今病気の方を見つけ出すというよりも、このままでは生活習慣病に罹りそうな予備軍を見つけるというのが主な役割だというふうに厚生労働省の方では説明をしております。厚生労働省の方でも必須項目というのを決めて、これだけはやらないと特定健診をやったことになりませんよというふうになっているわけですが、要はその単価というのは、全国共通でございますけれども、それにプラスして地域の特定健診としてどこまでやれるかというのは、おっしゃるとおり各市町村の、国保で言えば国保の考え方になるかと思えます。

その点で、昨年度から医師会さんの方ともいろいろ協議をさせていただいて、結果的に今の形になっているわけなのですけれども、行政側としてもこれが一番いいのだということは決して考えているわけではありませぬので、ただ如何せん、とにかく

特定健診のまず受診率を上げていかないと、やがてはペナルティーがあるということがございますので、この点を考えますと、なるべく、多くの方に受けていただくというものがまず大事だということで、担当の方ではその辺いろいろ努力させていただいているところですが、ちなみに、健診結果を、担当の先生から受けた方に説明していただく際にパンフレットを渡していただいております。受診者の数だけパンフレットは用意をさせていただいているところでございます。単価としては91円というふうなことでございます。

○会長 ほかにございますか。

○委員 特定健診で、全国の自治体はペナルティーなどあるというふうに聞いています。どうなのでしょう。

○会長 課長。

○保険年金課長 先ほども申しましたけれども、ペナルティーがあるということで、簡単に申しますと、5年間で実績を上げないと後期高齢者医療に対する支援金、こちらの支出が10%の幅でふえたり減ったりするというので、要するに特定健診と、それから保健指導をきちんとやって実績を上げたところはもしかしたら10%ぐらい負担が少なくて済むと。逆に不熱心なところは、ペナルティーということで、10%の幅で後期高齢者医療に対する支援金が多くなるということでございます。したがってそれだけ負担がふえてしまう場合が出るということから、非常に各市町村の国保は危機感を持ってまして、何とかまず受診率を上げなければいけない。その次には保健指導をきちんとやる。最終的には生活習慣病の医療費といえますか、罹患割合を、これを下げていかなければいけないということで、今までは、例えば基本健康診査とか、そういうものは何も評価が入っていなかったのですけれども、この特定健診については今申し上げた尺度で評価を後でされるという。ですから、一所懸命やって、評価が高いところはそれなりにメリットがあるし、逆に、評価した結果やっていないのだということであれば、10%支援金を多く出さなければならないという事態にもなりかねませんので、その辺を中心に今各市町村の国保の方でもいろいろ試行錯誤しているところですが、特定健診そのものに反対ということではないかと思えます。よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 特に質疑がなければ、この程度で質疑を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○会長 それでは、質疑はこれで閉じまして、その次に討論を行います。

「なし」の声

○会長 討論なければ採決をさせていただきます。

諮問第2号に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○会長 挙手全員でございます。

よって、諮問第2号は承認をされました。

次に、諮問第3号 富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

課長。

○保険年金課長 諮問第3号でございますけれども、資料の3をご覧になっていただきたいと思えます。

資料の3の一番最初のページでございますけれども、下のほうに諮問の理由というのが書かれているかと思えます。こちらのほうからご覧になっていただきたいと思えます。

そのまま読み上げますと、通常分娩で脳性麻痺となった患者の救済を目的とした産科医療補償制度が平成21年1月分娩分から実施（予定）されることに伴い、出産育児一時金を引き上げる必要が生じたことから、富士見市国民健康保険条例の一部を改正するため諮問するものですということでございますが、ここに出ておりますとおり、来年の1月の分娩分から実施になると聞いておりますけれども、産科医療補償制度が実施をされます。いわゆるこの辺の経費がその分かかるということで、それらを考慮をさせていただいた形で、改正をさせていただくということでございます。

改正の内容としては、1枚めくっていただきまして2ページでございますけれども、新旧対照表があるわけでございます。こちらの第6条の欄に現行が35万となっておりますが、これを3万円の上乗せをさせていただいて、38万円ということで改正の内容でございます。この3万円分と申しますのは、今申し上げたとおりの負担の経費ということございまして、本日補足資料ということで諮問第3号の資料をお配りさせていただいております。これが国保新聞に載った内容でございます、1枚めくっていただきますと、今度は平成20年度の国民健康保険繰出金についてということで、総務省のほうから出された通知でございます。

続いて、この産科医療補償制度につきましては、1枚めくっていただいて、さらに資料は続きますが、産科医療補償制度ということで、報告書の概要ということでございます。これは準備委員会の方で作った資料でございますが、要はこの補償制度は来年の1月からスタートということになります。

内容につきましては、この資料を読んでいただければわかるのですが、一番最後の3ページでございます。基本的な考え方というのがあろうかと思えます。こちらの方は、本制度は、産科医療の崩壊を一刻も早く防ぐという観点から、民間での保険を活用して早急な立ち上げを図ることとしていますということでございます。それで、分娩機関が制度未加入であったため、脳性麻痺の子が補償を受けることができないという事態を防ぐべきであり、原則としてすべての分娩機関が本制度に加入する必要がありますということでございます。

対象が下に書かれておりますけれども、ここは、通常の分娩で、なおかつ脳性麻痺になってしまったという方を補償していくという内容でございます。加入に当たって、この上乗せ分が要は必要経費としてかかるということで、恐らく今後保険加入される医療機関については出産の費用もこの保険の分だけ高くなるだろうというふうに想定しております、それが3万円程度になるだろうということで、出産育児一時金については出産の経費ということで、今まで35万円であったものを38万円に値上げさせていただきたいということでございます。

簡単でございますが、これにつきましては以上でございます。

○会長 ただいま課長から……

どうぞ。

○保険年金課長 ちょっとお話をするのを忘れてしまって、すみません。

実はこの改正については、本来であれば改正文も合わせて諮問させていただくべきところでございますけれども、例によりまして条例の改正の参考例といったものはいまだに示されておられませんので、事務局側としてはできれば9月議会に提案させていただきたいところなのですけれども、その条例の参考例が示されてから、条文等、条例については議会に提案させていただきたいと思っておりますので、その時期によりましては、12月議会の方に提案すると。先送りさせていただく場合もございまして、その辺を含んでご審議の方をお願いしたいと思います。

○会長 ただ今、課長から説明をされましたけれども、この件につきましてご質問がございましたら、挙手でお願いいたします。

質疑ございますか。

「なし」の声

○会長 なければ、時間の関係がございますので、質疑を終了いたしまして討論に入りたいと思います。

「なし」の声

○会長 討論なければ、採決いたします。

諮問第3号に賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○会長 挙手全員でございます。

よって、諮問第3号は承認をされました。

◎報告事項

○会長 それでは、次は報告事項になるわけでございますが、平成20年度国民健康保険税の本算定についてということで、事務局より説明をお願いします。

課長。

○保険年金課長 報告事項ということで、これから担当のほうで本算定の賦課の報告についてご説明をさせていただきます。

その前に私のほうから、主なところで国保税の税率を上げた後の状況を、ご説明をさせていただきたいと思います。

7月1日の日に新しい国保税の納税通知書を送らせていただいたところでございます。その時には税率を改正した関係もございまして、かなりの問い合わせがありました。窓口で、それから電話等でかなりの問い合わせがございまして、その主な内容ということなのですけれども、問い合わせの内容一番多かったのは、今まで老人保健に対する拠出金というのは医療分の中に含まれて計算をされておりましたので、老人保健に対してどのくらい負担をしているかというのはわからない形になっておりました。後期高齢者医療制度につきましては、これを支援金という形で医療分とはっきり分けて、それで国保税の計算をするということになっておりますので、後期高齢者医療に対してどれだけ支援をしているのかというのがわかる形の納付書になっております。したがって、何でこの分を要は負担しなければならないのかとか、あるいはどうして高齢者の分まで若い人が払わなければいけないのかといった内容が多かったようでございます。

それから、19年度と異なるのは、19年度までは公的年金等の控除がまだ経過措置の段階でございましたけれども、ございました。約7万円ほどでございました。

けれども、これが20年度からなくなりましたので、したがってこの分だけでも国保税は高くなったこととなります。この内容についての問い合わせも結構ございました。

あとは通常ものもありますけれども、ご家族の方が亡くなられたり、あるいは他市へ転出されたりして国保のほうから抜けられたり、あるいは新たに転入をされてきて加わったりというふうなことで計算が複雑になっている場合がございます。そのような内容での問い合わせもございました。多くは今申し上げたとおり、後期高齢者医療に対する支援金でございます。その辺のあり方についてかなりのご意見をいただいております。

それから、7月1日に送らせていただいたのですが、その後が7月18日になりますけれども、今度は後期高齢者医療の保険料の方の納付通知書を送らせていただきました。若干3週ばかり後に送らせていただきました。この中でまた国保の方に話が返ってまいりまして、と申しますのは、国保税の納入義務者、納税通知書に書かれてある名前と、それから後期高齢者医療保険料の納付書に書かれている名前が同じ場合でございます。と申しますのは、世帯主の方が高齢者、75歳以上で後期高齢者医療に移行された後も、疑似世帯主という形で国保のほうに残る場合がございます。ですので、ご本人さんの保険料というのは後期高齢者医療の方でいただくわけですが、国保税の計算の中には、この場合世帯主の分は入っていないのですが、世帯主が同じ名前なものですから、同じ内容のものが2通来ているということで、二重に払っているのではないかとということをお聞き合わせがありましたので、かなり。これは後期高齢者医療の影響かと思っておりますけれども、実際にはほとんどが誤解から生まれる疑問などでございましたので、国保税につきましては何とか保険税率の改正をご理解いただけたものというふうに分としては考えております。

それでは、状況について担当のほうからご説明申し上げますので、ご理解いただきたいと思っております。

○会長 どうぞ。

○保険年金課主査 算定賦課報告については私の方から説明させていただきます。

資料4をご覧ください。平成20年度国民健康保険税本算定の賦課報告でございます。今課長のほうから申し上げましたように、7月1日、平成20年度納付書を発送させていただきました。まず、今年度の課税につきましての変更点をご説明させていただきますと、今までは医療給付分と介護納付金分の2本建ての制度だった

のですけれども、今年から医療給付分が医療給付分と後期高齢者支援分というふうに分かれたことによりまして、介護保険分と含めて3本建てになった形でございます。税率についても、医療保険分の所得割が7.9%だったものが、医療保険分と後期高齢者支援金分合わせて8%ということで、0.1%引き上げたところでございます。

また、均等割ですが、先ほどの医療保険分が1万4千円であったものを今年度は医療給付分と後期高齢者支援分と併せ、1万7千円と3千円の増加となっております。

課税の内訳でございますが、上から一般被保険者の医療費部分、退職被保険者の医療費分、医療費分の小計。その下が一般の支援となっておりますが、この支援とは、後期高齢者支援金分ということでご理解いただければと思います。続いて一般の支援分、退職被保険者の支援分、一般の介護納付金、退職被保険者の介護納付金で小計、合計という形になっております。

20年度の合計でございますが、28億9,384万5,000円。19年度が、31億9,567万9,500円。比較いたしまして3億183万4,500円の減であります。税率等があがったにもかかわらず総額が下がったという形になるのですけれども、こちらは75歳以上の方が、この4月1日から後期高齢者医療制度のほうに移行することによりまして国保の被保険者そのものの数が減ったことによるものです。

その納税義務者と被保険者数の動きでございますが、医療費の小計の部分を見ていただくとよろしいかと思うのですけれども、20年度の納税世帯数が1万7,856世帯、対しまして19年度2万349世帯ということで、比較して2,493世帯減少してございます。

それから、被保険者数でございますが、20年度が3万2,388人です。19年度が3万7,955名ということで比較して、5,567名の減少となっているわけでございます。

ちなみに、1世帯あたりの課税額でございますが、20年度については16万2,066円、19年度について15万7,044円ということで5,022円ほど増加しているという状況でございます。

1人当たりの課税総額でございますが、20年度が8万9,349円、それから19年度が8万4,197円ということで、こちらも5,152円の増加でございました。

続きまして、2番は納付方法別内訳でございます。自主納付というのは、納税通知書を自分で持って行っていただいて税金を納める方法をいいます。自主納付と口座振替とも、20年度と19年度を比較すれば、どちらも減ってございますが、これはやはり75歳以上の被保険者の方が後期高齢者に移行されることによりまして納税義務者が減ったことによるものでございます。

続きまして、ページめくっていただきまして、3、国民健康保険税（当初）課税状況の比較でございます。平成20年度の状況を見ていただきたいと思います。どうぞお願いいたします。

上から所得割、資産割、均等割、平等割、合計の金額と載せてありますが、所得割分につきましては医療給付分と後期高齢者支援分と介護納付金分ということで課税をしているわけでございます。資産割については医療給付分のみ、均等割については医療、支援、介護分、平等割については、医療給付分のみという形でございます。

一番下になりますが、応能・応益割合（軽減額差引後）。応納というのは所得割と資産割の部分、応益というのは均等割と平等割ということです。医療部分につきましては応納が71に対して応益が29、後期高齢者支援金分につきましては応能が69、応益が31、介護保険料につきましては応能と応益ちょうど50ずつというような状況でございます。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらは国民健康保険税の減額の状況でございます。課税世帯の所得が一定基準以下である場合に均等割と平等割を6割ないし4割を軽減するという制度でございます。こちらの制度に該当した方々の人数と世帯数と軽減した額を集計したものでございます。一番下ご覧いただきたいと思いますけれども、医療保険分と後期高齢者支援金分的人数ですが、これは5,513人、介護納付分で適用になった人数は1,552人、医療保険分と後期高齢者支援金の分の適用世帯数が3,444世帯、介護納付金分で軽減額世帯が1,378世帯。軽減の合計額でございますが、9,219万5,960円。前年度と比較して2,084万7,320円の減でございます。

あと、最後になりますが、4ページをごらんください。総所得金額等の段階別国民健康保険税に関する調でございます。こちらは課税している世帯を総所得金額に応じましてゼロから700万を超える世帯で15段階に分けて、それぞれの世帯数と被保険者数を一般被保険者と退職被保険者に分けて表にしたものです。そしてまた、その右側ですが、それぞれの世帯の資産割の賦課状況を掲げておりますので、後ほど見ていただければというふうに思います。

以上、簡単ではございますが、今年度本算定の賦課状況につきまして説明いたしました。以上です。

○会長 ただいま報告事項ということでご説明をいただきましたが、質問がございましたらどうぞ。

それでは、2ページ目のこれは19年度の比較表でお尋ねいたします。三角がい

ろいろと多くあるけれども、これはやっぱり後期高齢の方の影響がここに載ってきている、現れたということでございますか。

課長。

○保険年金課長 前年対比をやると三角多いのは、つまり医療分が医療分と支援分に分かれたというのがありまして、人数が各移行した部分がありますので、それが三角になったものということだと思いますけれども。それと、会長がおっしゃるとおり、変更された分もちろん入っておりますけれども、大きくはその2点かなということでございます。

○会長 ほかにございますか。

「なし」の声

○会長 それでは、報告事項について終了させていただきます。

◎その他

○会長 その他になりますけれども、特に担当課並びに参加の委員の方から何かございましたらご発言をいただきたいと思います。

委員。

○委員 私も今年初めて、4月1日に国民健康保険に加入させていただきました。そうしまして4月1日からこのように保険証を発行していただきました。その保険証が、不様なように感じています。もう少し国民健康保険、加入しているわけですから、共済組合の保険証のようなものでなくてもいいと思いますけれども、もう少し検討していただけるよう、この場で提案させていただきます。

○会長 提案でございますけれども、課長、どうぞ。

○保険年金課長 同じことが実は後期高齢者医療制度の被保険者証にも言えるのですけれども、要は、カード型に要するになっていくというのは、ほかの医療保険を含めて、そういうふうな流れになっているものでございます。材質がいわば厚紙のような材質でございますので、名刺がちょっと厚いような内容でございますので、委員がおっしゃるとおり、改善する余地があればもちろん改善をしたいところは山々なのですけれども、例えばこれをプラスチックのカードにすることになると、発行のコストがそれだけ上がってまいります。それをどこで吸収するかということ、今のところ税でしかあり得ないということでございますので、いたし方ないということでございます。

ただ、後期高齢者医療制度の方も色々な批判を受けて、政府の方でも、字はもう

ちょっと大きくしろということで、次の発行からでは字は大きくなるかと思えますけれども、材質は恐らく今のまま、カード型で、なおかつ厚紙というものになるかと思えます。この点は色々な経費の問題もありますので、何とかご理解をいただいで使っていただくしかないかなというふうに考えておりますが、もちろん改善する余地があれば、それは取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○会長 ほかに何かその他でございますか。

「なし」の声

○保険年金課長 委員さんが何もなければ、事務局のほうから。

先ほどお話が出たように、特定健診が今年度から始まりましたので、この状況について若干報告させていただければと思います。

受診票につきましては、既に6月に発送させていただいております。特定健診については、この受診券と、それから保険証を必ずお持ちいただいて各医療機関のほうに行っていただくということになっておりますので、もし健診をまだ受けていらっしゃらない方がいらっしゃいましたら、その旨をお伝えいただければと思います。この受診券がないと今は受けられない形になっておりますので、よろしく願います。

それで、2万400件ばかり受診券の方をお送りさせていただいております。受診状況はまだ、詳細はこちらの方もわからないのですけれども、大体多分400件ぐらいではないかなと。受けられた方が400人ぐらいの方ではないかなということでございます。大体率にすると2、3%ぐらいの方かなと思えますけれども、本年度の目標は、受診率は45%を目標にしておりますので、大体、なるべくなら理想として9,000人以上、1万人をちょっと欠けるぐらいの方に受けていただかないと、この受診率の目標が達成できない状況でございますので、期限となる11月末までに受けていただかないと今年度は特定健診が受けられませんので、ぜひ地域の方にもPRをよろしく願いたいと思います。

以上でございます。

○会長 広報にも折り込み入れたらどうだ。

○保険年金課長 その辺も考えたのですけれども、なかなか難しく、お金はともかくとして、受診券も個々に送らせていただいておりますので。広報のほうでも中に何回か載せさせていただいておりますので。

○会長 でも、やったほうがいいよ。

○保険年金課長 ただ、広報の中に折り込みとなると、また町会さんのほうにお願いをしなければ。これ以上重く……

○会長 町会に言って、何かお願いするわけ。

○保険年金課長 そうなのです。これ以上重くすると言われていまして。

○委員 健康まつりっていつでしたっけ。11月でしたっけ、健康まつり。10月。ああいうときもきちっとやったほうが……

○保険年金課長 もちろんこうした機会にはPRをさせていただきます。

○会長 僕は結構広報の一部の部分だとわからないですよ。何か結構、常にPRしておかないと。

○保険年金課長 7月、8月ぐらいの受診状況を見まして、場合によっては会長さんがおっしゃるとおり、例えば町会のほうで回覧を回していただくとか。

○委員（新井政子） 回覧なら町会でもそれ程負担にならないのでは。

「そうそう」の声

○保険年金課長 では、その辺もちょっと考えたいと思います。

○会長 では、この際、ここでなければ閉じさせていただきたいと思います。

◎閉会の宣告

○会長 以上をもちまして本日の会議は終了いたしましたので、閉会の最後は会長代理よりお願いします。

○会長代理 今日は、国民健康保険運営協議会ということで、大変お忙しい中、またお暑いところをご出席を賜りまして、今日は、市長の方から3件の諮問を受けさせていただきました。

また、報告事項でございますが、これは国保税の方の本算定ということでございます。今日の会議は、皆様のご協力が無事終了できたこと、心から感謝を申し上げまして、閉会の言葉にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○会長（大澤英雄） どうもありがとうございました。

（午後 3時00分）